

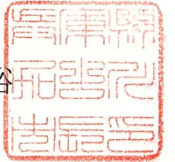


加古川市告示第169号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき告示する。

令和8年5月8日

加古川市長 岡田 康裕



記

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
加古川市
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の名称  
加古川市立加古川幼稚園
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の所在地  
加古川市加古川町木村35-3
- 4 確認の辞退年月日  
令和8年3月31日
- 5 子ども・子育て支援施設等の種類  
子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に定める事業（預かり保育事業）

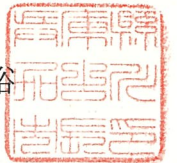


加古川市告示第170号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき告示する。

令和8年5月8日

加古川市長 岡田 康裕



記

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
加古川市
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の名称  
加古川市立鳩里幼稚園
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の所在地  
加古川市加古川町備後170
- 4 確認の辞退年月日  
令和8年3月31日
- 5 子ども・子育て支援施設等の種類  
子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に定める事業（預かり保育事業）

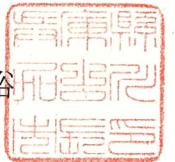


加古川市告示第171号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき告示する。

令和8年5月8日

加古川市長 岡田 康裕



記

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
加古川市
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の名称  
加古川市立氷丘幼稚園
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の所在地  
加古川市加古川町中津866
- 4 確認の辞退年月日  
令和8年3月31日
- 5 子ども・子育て支援施設等の種類  
子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に定める事業（預かり保育事業）

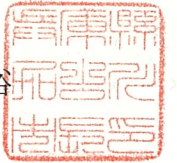


加古川市告示第172号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき告示する。

令和8年5月8日

加古川市長 岡田 康裕



記

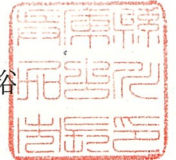
- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
加古川市
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の名称  
加古川市立別府町幼稚園
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の所在地  
加古川市別府町宮田町37
- 4 確認の辞退年月日  
令和8年3月31日
- 5 子ども・子育て支援施設等の種類  
子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に定める事業（預かり保育事業）



加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和8年5月8日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和8年4月20日	月	4台	1台	0台	0台	0台	0台
令和8年4月21日	火	6台	0台	0台	2台	0台	0台
令和8年4月22日	水	5台	0台	0台	0台	0台	0台
令和8年4月24日	金	3台	2台	0台	0台	0台	0台
令和8年4月25日	土	4台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和8年4月20日	月	米田町平津	1台
令和8年4月21日	火	野口町水足	1台
令和8年4月21日	火	平岡町一色	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）